

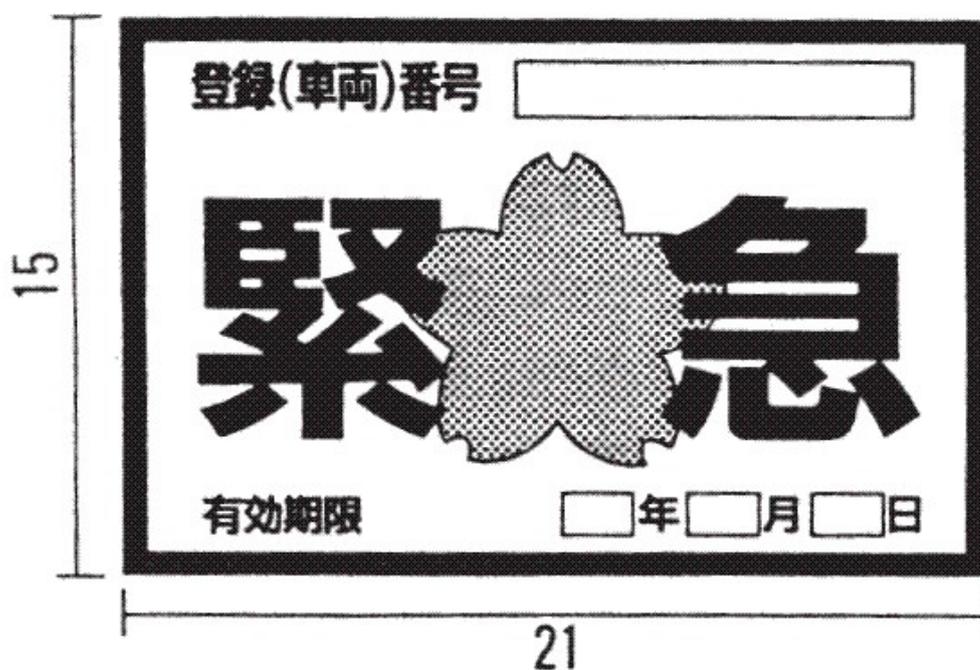
## 第5 その他の資料



## 第5 その他の資料

### 1 緊急通行車両の標章

災害対策基本法施行令第33条第2項に基づき「緊急通行車両の標章」の標章は次のように定められている。



- (1) 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- (2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- (3) 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

## 2 タンク火災時における消火用資機材の緊急輸送に関する協定書

### タンク火災時における消火用資機材の緊急輸送に関する協定書

本協定は、中京地区広域共同防災協議会（以下「甲」という。）に加盟している別紙1に定める事業所（以下「構成事業所」という。）の特定のタンクにおいて火災が発生した場合、若しくは発生するおそれがある場合等（以下「火災発生時等」という。）において、甲が社団法人三重県トラック協会（以下「乙」という。）及び三重県（以下「丙」という。）の協力を得、タンク火災消火用資機材（以下「大容量泡放射システム等」という。）の緊急輸送業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

#### （業務の範囲）

第1条 甲が乙に対し要請する業務の範囲は、別紙1に定める中京地区広域共同防災センター（以下「防災センター」という。）から構成事業所間の火災発生時等における大容量泡放射システム等の運搬に必要な車両の確保および同システムの緊急輸送（以下「緊急輸送業務」という。）とする。

#### （要請）

第2条 甲が乙の会員事業者による緊急輸送業務の実施を必要とするときは、甲は丙へ連絡し、丙より乙に要請するものとする。

2 前項の場合、甲は、次に掲げる事項を明示して、文書にて丙に連絡するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする車両数、車種、人員
- (3) 積み込み場所（防災センター）及び積み降ろし場所（構成事業所）
- (4) 輸送品目（品名及び数量）
- (5) その他参考となる事項

#### （緊急郵送業務の実施）

第3条 乙は、丙から前条の要請を受けた場合には、業務の重要性、緊急性を十分に配慮し、緊急輸送業務を実施するものとする。

#### （緊急輸送業務の補助）

第4条 甲は、乙の会員事業者が防災センターから大容量泡放射システムを輸送するにあたり、必要な補助を行うものとする。

- (1) 輸送経路の詳細に関する情報の提供
- (2) 災害、渋滞等の緊急輸送業務の実施に必要な情報の提供
- (3) 公的機関への先導依頼
- (4) 車両への垂れ幕貼付等の輸送目的の明確化処置

#### （報告）

第5条 乙は、乙の会員事業者が緊急輸送業務に従事しているとき及び業務を終了した場合には、速やかに、甲に対し次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 運送に従事した事業社名、車両数、車種及び人員
- (2) 郵送期間（日時）、輸送区間及び走行距離
- (3) 輸送品目（品名及び数量）
- (4) その他必要な事項

#### （経費の負担）

第6条 乙の緊急輸送業務の実施にあたり要した運賃・料金及び実費負担額（有料道路通行料、駐車場使用料金等）は、甲が負担する。なお、運賃・料金の算出方法については、乙の会員事業者の届出運賃・料金を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

(事故等)

第7条 乙が緊急輸送業務の実施にあたり使用していた事業用車両の故障その他の事由により大容量泡放射システム等の運送が中断したときは、乙は速やかに当該事業用車両を交換してその運送を継続しなければならない。  
2 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故等が生じた場合には、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(補償)

第8条 緊急輸送業務の従事者が、自己の責に帰することが出来ない事由により死亡、負傷、疾病又は廃疾となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和37年10月13日三重県条令第46号)の規定に準じ、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から補償を受けたときには、同一事故について、これらの額の限度において甲は補償の責を免れる。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1ヶ月前までに、甲、乙、丙のいずれかが協定終了の意思を表示しないときには、さらに1年間本協定を継続するものとし、以降この例によるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

## 附 則

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月28日

三重県四日市市塩浜町1番地  
甲：中京地区広域共同防災協議会  
会長 油井 潤

三重県津市桜橋3丁目53番地の11  
乙：社団法人三重県トラック協会  
会長 上村 廣和

三重県津市広明町13番地  
丙：三重県  
知事 野呂 昭彦